

老朽原発 うごかすな！ ニュース

第80号

発行・老朽原発うごかすな！
実行委員会

【連絡先】
090-1965-7102

美浜3号機運転停止仮処分裁判

第5回審尋に参加して

7月4日、美浜原発3号機運転禁止仮処分の第5回審尋が大阪地裁で行われました。

審尋後、報告会（記者会見含む）が持たれ、各弁護士からの報告、並びに申立人の感想が述べられました。また、関電の原発マネー不正還流を告発する会の末田さんから、新たな告発募集についての依頼がありました。報告会には今までで一番多い50人を超える人が集まり、仮処分勝訴に向かって力を合わせました。

私は、長らく反原発、脱原発に関わってきましたが、原発を止めることは難しく、増設、事故後などの再稼働など何度も押し切られてきました。



裁判所へ入廷行進（松尾和子さんのFBより転載）

そんな中、敦賀3、4号機増設の時「これ以上の原発はいらない」のスローガンのもと、県民の4分の1以上を集める県民署名運動が起こされ、県全体を巻き込む大きな運動となりました。老朽原発はもう

一度県民全体で取り組める機会と思ひ、美浜3号仮処分の申立人になりました。

美浜3号は、関電の原発11基の中で最も危険な原発です。その証は11基の中で基準地震動が一番大きく993ガルであることよりわかります。何故か？極近傍に活断層があり（1kmと3km）、直下（4km）にも走っているからです。美浜原発の避難計画では、美浜町民の避難先がおおい町（原発立地町）となっていて、避難先が美浜町より人口の少ない原発立地町という異常さです。また、南に琵琶湖があり、琵琶湖の水を飲料水とする関西の人たちにも大きな影響があります。6月17日、最高裁は原発避難者訴訟で「国に賠償責任はない」との統一見解を出しました。国が進めて起きた原発事故で

被害者住民に賠償責任を取らないという無責任な姿勢に、国策に協力してきた地元住民は怒るべきです。

昨年実施した美浜町民へのアンケートでは、「不安を抱え、知らないことが多い中で、使用済燃料など子や孫のために何とかしたい」と思われている町民の姿が浮かび上がりました。

老朽原発美浜3号機を仮処分で止めて、私たちの手で安全を守り、これからのことを共に考えたいと思います。

裁判所は、住民の安全のため 一日も早く差し止め決定を！

運転開始から40年を超える関西電力の老朽美浜3号機で、私たちが運転差し止めの仮処分を求めている裁判の第5回審尋（審理）で、関電が今年6月、テロ対策施設の完成が早まったとして8月12日に送電を再開すると発表したことに對して井戸謙一弁護士は、関電側の代理人は、前回の審尋のときには分かっていたはずであり、背信的だと批判しました。そして裁判所に、「送電再開の前日前の11日までに決定を出してほしい。無理だとしても可能な限り早めてほしい」と要望しました。関電側は7月末に最後の主張書面を提出すると約束。裁判所は「11日までは無理だ



申立人 石地 優

（若狭町）

が、できる限り早く決定を出す」と回答したことから、8月末か9月初めに決定が出される見通しで、決定が出される一週間前に裁判所から連絡があるといっています。

審理で住民側は、6月8日に、原子力規制委員会が基準地震ガイドを改訂し、これによって、経験式に対するバラツキの考慮を求めていたのに、求める必要がなくなったことは、非常に不合理であると指摘。改訂前の基準地震ガイドは、不確かさを考慮すれば良いのであって、それに、さらにバラツキを考慮する必要はないという意味のことを書いていたが、今回の改訂は、バ



裁判所前に集まれたみなさん

ラツキの考慮という条文を完全に無くしてしまいました。新しいガイドでは、通常、経験式をもちいる場合、通常よく使われている経験式でない場合は、慎重に検討するように書かれています。逆に言えば、通常よく使われている経験式では、特に考慮を求める必要は無いこととなります。通常使われている経験式とは、原発の基準地震動を作成するための使われている松田式と加入倉・三宅式で、結果、この間私たちが、過小評価としてきた経験式を使っている限りでは、特段の考慮をする必要がないと明記したことになります。これは、バラツキ条項で関電が窮地に陥ったなら、バラツキ条項を無くすかたちで関電に助け船を出したもので、到底許されるものではありません。

次に住民側が特に重視する美浜3号の基準地震動策定の問題で、敷地近傍の活断層を特別に考慮していないことを指摘した書面を提出しました。これは、設置許可基準の解釈では、敷地近傍に活断層がある場合は特別な考慮をするべき、と指摘しています。これに対し関電は、特別な考慮が必要なのは原発の敷地内に活断層がある場合か、原子炉建屋から250メートルの範囲内にある場合に限られると反論。美浜は1キロとか3キロとか

大飯原発4号機再稼働に 現地で緊急抗議のたたかい

7月15日、関西電力は、故障で遅れていた大飯原発4号機の再稼働を前倒して強行した。私たちは、30人でしたが、緊急の現地での抗議を闘いました。



原発の距離は1キロもありません。丹生・白木断層は特別な考慮をすべきだとも解釈できることとなります。井戸弁護団長は、電力会社が訴訟で窮地に立たされると、規制委がこれを救うということがまた繰り返されたらと指摘し、「けしからん」と批判しました。

井戸弁護団長によると、規制委は、極近傍の解釈について、一度も具体的な数値は示してきませんでした。ところが今回、関電の主張立証によると、今年の5月、規制委の技術情報検討会において、原子力規制庁の役人が、「震源が敷地に極めて近い」とは「1キロメートル」だと説明しました。よって、活断層は、原子炉から1キロメートル以上離れていなければ問題なしとなります。しかし反面、1キロは微妙で、白木・丹生断層と

離れているから特別な考慮をする必要はないといっています。最後に、今回の審理で期待することについて井戸弁護団長は、「C断層は原子炉の直下4キロにあり、まさに震源近傍で特別考慮すべき活断層だ。規制庁の役人は、地下にある活断層に言及していないし、関電はまったく考慮していないし、規制委員会も指示していない」と指摘。裁判官は、住民側の書面に反論がありませんかと関電に質問しましたが、関電側はないと回答しました。井戸弁護団長は、この問題は今出ている主張立証に基づいて判断されるので大いに期待が持てるのではないかと述べました。

申立人 山本雅彦 (敦賀市)